

税金の納付を忘れていませんか？

税金や各種使用料は、町民のみなさんの福祉や教育など、生活に必要なさまざまな活動に使われるたいへん貴重な財源です。町では11月に「滞納整理特別対策本部」を設置して催告書の発送や自宅・勤務先への訪問を行い、納付に応じない方については、給与、預貯金、動産等の差押えも視野に入れ、収納の向上を図っています。

平成27年度町税収納状況

平成27年度の町税収納額は6億9,677万円余りで、収納率は99.5%です。ほとんどの納税者のみなさんが年度内に納めていただいているなか、毎年約1%の滞納があります。

町では、納期内納税をいただいている9割以上の町民のみなさんとの公平性を確保するため、滞納者には財産差押えなどの滞納処分を行い、強制的に税金を徴収しています。

便利な納付方法をご利用ください

お仕事の都合などで役場や金融機関の窓口で納付することが難しい方は、以下の方法で納付することが出来ます。納期内納付にご協力をお願いします。

▶コンビニ納付

全国のコンビニエンスストアで納付することが出来ます。営業時間内であれば、土日、祝日、夜間でも納付することが出来ます。

【納付できる税金】

道町民税普通徴収・国民健康保険税・固定資産税・軽自動車税

【利用できるコンビニエンスストア】

セイコーマート、セブンイレブン等納付書裏面に記載のある店舗

▶口座振替

ご希望の預金口座から納期限末日に自動的に町税などを納付する方法です。収め忘れや納期ごとに出かける手間がなくなります。口座振替をご希望の方は、下記取扱金融機関にて手続きしてください。手続きの際は、口座振替される預金口座のお届け印が必要になります。※口座振替は依頼月の15日までに役場で受付した場合、依頼日より振替できます。16日以降受付分は、翌月からの振替となりますのでご了承ください。

【納付できる税金等】

道町民税普通徴収・国民健康保険税・固定資産税・軽自動車税
公営住宅使用料、単独住宅使用料、介護保険料、後期高齢者医療保険料 など

【利用できる金融機関】

北海道銀行羽幌支店、留萌信用金庫羽幌支店、郵便局



町税などを滞納すると・・・

納付が無い場合は、納税の公平性を確保するため「国民健康保険証の有効期間短縮」など行政サービスの制限を加えています。

また、給与・預貯金・動産などの財産を調査し差押えを執行します。動産についてはインターネット公売（ヤフー官公庁オークション）を利用して換価し滞納のある税金に充てます。

滞納処分の流れ

(町税などを納期限までに納付しない場合)

督促・催告

納期限を過ぎると督促状や催告書を発送します。



財産調査

給与や預貯金、動産などの財産調査を実施します。



滞納処分

発見できた財産の差押えを行います。



換価処分

差押えた財産を換金し、滞納分へ充てます。

事情がある場合は相談を

特別な事情で納期限までに納められないときは、財務課税務係までご相談ください。

☎ 相談・お問い合わせ

財務課税務係

☎ 0164-68-7002 (係直通)

✉ z-zeimu@townhaboro.lg.jp